

『公費負担医療等の手引 2017年8月版』正誤 (2018.4.5 現在)

■印は、発行後に示された厚生労働省通知・事務連絡等による追補である。

頁	訂正箇所	誤	正																								
4	上から 23 行目	なお、7月 30 日までの高齢者の高額療養費の…	なお、7月 31 日までの高齢者の高額療養費の…																								
19	対象病名等、上から 25 行目	・シトルリン血症 (型)	・シトルリン血症 1型																								
33	対象病名等、上から 4 行目	被爆者の一般疾病 原爆医療	削除																								
107	右段下から 6 行目	P.111	P.108																								
133	左段上 (資料 6)	特定疾病療養受 領 証	特定疾病療養受 給 証																								
138	右段上から 19 行目	〔負担額の残額合算 : 30,000 円 (子の一部負担) + 44,400 円 (父と母の一部負担残額) = 74,400 円	〔負担額の残額合算 : 24,000 円 (子の一部負担) + 57,600 円 (父と母の一部負担残額) = 81,600 円																								
138	下の表 父外来 a の 1 割負担の左側の枠内	18,000 円	16,000 円																								
138	下の表 父外来 b の 1 割負担の左側の枠内	8,000 円	6,000 円																								
154	右段表の下より 7、9 行目	※3 任 所得者 ※4 任 所得者	※3 低 所得者 ※4 低 所得者																								
155	右段上から 8 行目	③ 児童福祉法「 育成 医療」「 療養 の給付」	③ 児童福祉法「 療育 医療」「 療育 給付」																								
156	右上段表の下、上から 3 行目	※3 指定難病患者の負担額は 260 円である。(3 食 780 円)。	※3 医療の必要性の高い者については平成 30 年 3 月末までは 360 円である。なお、指定難病患者の負担額は…																								
187	下部表、第 2 号被保険者の受給権者欄	特定疾病が原因で要介護・要支援の認定を受けたもの。(下 表 参照)	特定疾病が原因で要介護・要支援の認定を受けたもの。(次 頁 の 表 参照)																								
203	上部表の第 2 段階の多床室の「居住費 (滞在費)」欄と、「合計」欄の負担限度額及び補足給付額欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370 (840)</td> <td>0</td> <td>760 (1,230)</td> <td>990</td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370 (840)	0	760 (1,230)	990	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370</td> <td>0 (470)</td> <td>760</td> <td>990 (1,460)</td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370	0 (470)	760	990 (1,460)
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370 (840)	0	760 (1,230)	990																								
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370	0 (470)	760	990 (1,460)																								
203	上部表の第 3 段階の多床室の「居住費 (滞在費)」欄と、「合計」欄の負担限度額及び補足給付額欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370 (840)</td> <td>0</td> <td>1,100 (1,490)</td> <td>730</td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370 (840)	0	1,100 (1,490)	730	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">居住費 (滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>補足給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>370</td> <td>0 (470)</td> <td>1,020</td> <td>730 (1,200)</td> </tr> </tbody> </table>	居住費 (滞在費)		合計		負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額	370	0 (470)	1,020	730 (1,200)
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370 (840)	0	1,100 (1,490)	730																								
居住費 (滞在費)		合計																									
負担限度額	補足給付額	負担限度額	補足給付額																								
370	0 (470)	1,020	730 (1,200)																								
207	右段上から 4~6 行目、右記を削除	特定の疾患に対する給付が対象となる。本人負担があるため医療と介護の負担額を按分計算する。																									
219	左段上から 4~5 行目	… 4,500 円以内、ただし、障害認定に係るものについては 5,800 円以内。…	… 4,630 円以内、ただし、障害認定に係るものについては 5,970 円以内。…																								
■324	左段上から 9 行目~11 行目	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 30 年 3 月 31 日までとされているが、平成 30 年 4 月 1 日以降の取り扱いは未定である。	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 33 年 3 月 31 日までとされているが、平成 33 年 4 月 1 日以降の扱いは未定である。																								
■327	上限額一覧表下※部分 1 行目~2 行目	…自己負担上限減額は平成 30 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 30 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。	…自己負担上限減額は平成 33 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 33 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。																								
■340	左段上から 13 行目~15 行目	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 30 年 3 月 31 日までとされているが、平成 30 年 4 月 1 日以降の取り扱いは未定である。	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 33 年 3 月 31 日までとされているが、平成 33 年 4 月 1 日以降の取り扱いは未定である。																								
■342	上限額一覧表下※部分 1 行目~4 行目	※1 …激変緩和の経過措置が設けられている (平成 30 年 3 月 31 日までの間)。その後は… ※2 …自己負担上限減額は平成 30 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 30 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。	※1 …激変緩和の経過措置が設けられている (平成 33 年 3 月 31 日までの間)。その後は… ※2 …自己負担上限減額は平成 33 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 33 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。																								
■345	左段上から 9 行目~11 行目	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 30 年 3 月 31 日までとされているが、平成 30 年 4 月 1 日以降の取り扱いは未定である。	なお、自己負担上限月額の経過措置は、平成 33 年 3 月 31 日までとされているが、平成 33 年 4 月 1 日以降の取り扱いは未定である。																								
■347	上限額一覧表下※部分 1 行目~2 行目	…自己負担上限減額は平成 30 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 30 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。	…自己負担上限減額は平成 33 年 3 月 31 日までの上限額であるが、平成 33 年 4 月 1 日からの取り扱いは未定。																								
385	右段上から 1 行目	自己負担を徴収する (P. 397)	自己負担を徴収する (P. 395)																								
504	右段上から 6、10 行目	鎖骨固定 用 帯	鎖骨固定帯																								
505	左段上から 17 行目	(17) 消炎鎮痛等処置等、介達 索引 等の特例	(17) 消炎鎮痛等処置等、介達 率引 等の特例																								
525	右段下から 17 行目	各都道府県労災 保障 課に 参照 されたい。	各都道府県労災 補償 課に 照会 されたい。																								
533	右段上から 14 行目の下に右記を追加	【法令等】 ◎労働者災害補償法 (昭和 22 年法律第 50 号)																									
569	右段下から 2 行目	平成 27 年 4 月 1 日 環境庁 環境…	平成 27 年 4 月 1 日 環境省 環境…																								

頁	訂正箇所	誤	正
602	左段下から3行目	www.npa.go.jp/higaisya/	www.npa.go.jp/higaisya/home.htm
614	左段上から3、4行目	……申請者に無料診察券又は低額診察券を交付する。	……申請者に無料診療券又は低額診療券を交付する。
689	上段表の和歌山、「助成内容」項目の7行目、10行目。右記下線部を削除	橋本病、 ネフローゼ症候群 ：18歳以上で入院のみ 筋ジストロフィー：入院・外来	
692	都道府県庁等連絡先一覧表、「地方厚生局及び都道府県事務所（分室）」	北海道 011-795-5105 宮城県 022- 726-9260 埼玉県 048- 740-0711 愛知県 052- 971-8831 大阪府 06- 6942-2241 広島県 082-223- 8181 香川県 087-851- 9565 福岡県 092-707-1125	北海道 011-795-5105* 宮城県 022- 206-5217 * 埼玉県 048- 612-7508 * 愛知県 052- 228-6179 * 大阪府 06- 4791-7316 * 広島県 082-223- 8209 * 香川県 087-851- 9593 * 福岡県 092-707-1125*
701	6の参照項	179	=
701	13の参照項	……になっている。ただし、初回申請時の意見書については、患者から自費徴収できる。	……になっている。ただし、初回申請時の意見書については、患者から自費徴収できる。

最新の正誤表については、保団連 HP (<http://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介していきますので、ご確認ください。

保団連正誤表 
<http://hodanren.doc-net.or.jp/>